

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 1 日

西会津町長 薄 友 喜

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西会津町松尾地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 0 経営体

個人 8 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

4. 3の結果として当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 水田については中心経営体と集落内の農業者が連携し、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能直接支払制度を活用して今後も適切な管理を続けることとし、農地の出し手が現れた場合は中心的経営体に集積することとする。
- ・ 畑作については、従来の露地でのアスパラガスの作付けに加え、施設園芸・菌床栽培では、町のリース事業を活用してミネラル栽培によるアスパラガス、きゅうり、トマト、シイタケ、キクラゲなどの生産拡大により農業所得の向上につなげていく。
- ・ そばの生産振興に取り組み、松尾ソバ生産組合を中心に地域活性化につなげていく。そのための取組みとして、若手農業者が中心となり、近隣集落の担い手と連携して、新規就農者の確保と農地の有効利用に積極的に取り組んでいくこととする。